

# ○社会福祉法人春陽会役員等の報酬及び費用弁償に関する

## 規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春陽会(以下「法人」という。)の理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(報酬等)

第2条 役員等が理事会、評議員会(以下「会議」という。)に出席した時は、報酬及び交通費相当額(以下「報酬等」という。)を次のとおり支給する。

(1) 報酬の額は、所得税及び復興特別所得税額を控除した差引支給額とし、1日13,000円とし、一人あたり各年度の総額は、次のとおりとする。

ア 理事、監事	191,000円を超えない範囲
イ 評議員	96,000円を超えない範囲

(2) 交通費相当額 1日あたり2,000円

(費用弁償)

第3条 役員等が会議以外の法人職務に従事した時は、費用弁償を行う。

2 前項に定める費用弁償の額は、1日6,000円とする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。